

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン

## 第1次政策提言（第2次改訂案）

政策提言チーム 2020年11月6日時点案（今後変更の可能性有）

国連・子ども（児童）の権利条約を批准した日本は、条約に規定された子どもの権利を実現する義務と責任があります。

「ひろげよう！子どもの権利条約キャンペーン」は、子どもの権利条約の国連採択30年、日本批准25年にあたる2019年4月に設立されました。そして、①すべての子どもの権利保障につながる、条約の広報・啓発、②条約に関わるNGO・NPO・団体・個人などのネットワーク（従来からおこなっている「子どもの権利条約フォーラム」を1つの契機にしています）、③子どもの声を含め市民の声を子ども政策に反映させるべく、政策提言をおこなう、ことなどを柱にして活動しています。

そのためにも、国際的な動向＝とくにSDGs（持続可能な開発目標）、GPeVAC（子どもに対する暴力撲滅グローバルパートナーシップ）、国連・子どもの権利委員会からの日本に対する勧告など、および国内の動向＝とくに法律制定や政府の政策・取り組みを活かしていきます。

しかしながら、国レベルでは、子どもの権利保障を基本にした総合的な「子ども基本法」が制定されておらず、政策においても福祉・教育・少年司法など未だに縦割りの行政がおこなわれている状況です。子ども政策を総合的にすすめる部署もない状態です。私たちが求める「子ども基本法」は、子どもをめぐる問題を大きく変えることになる、子どもに関わる柱となる法律です。国連・子どもの権利委員会から勧告されているように、子どもに関わる法令は、この「子ども基本法」に従って解釈・運用しなければならず、この法律に基づいて実施のための総合的な計画・政策を立てなければならず、そのためにも総合的な省庁あるいは調整するための中核的な部署をつくらなければなりません。そのなかでは、子どもの最善の利益を確保し、意見表明・参加を保障することになります。また、子どもの権利・条約の広報・周知もすすめることになります。

私たちは、「子ども基本法」の制定を求める人や団体と連携・協働しながら、子どもに関わる政策や取り組みが少しでも前進することを願って、この「第1次政策提言」を発表します。

「第1次政策提言」では、子どもの意見をできるだけ「反映」したものを追求しましたが、まだまだ不十分です。新型コロナウイルス問題で大変な状況に置かれているなかだからこそ、子どもたち1人ひとりの権利がいっそうしっかりと実現することをめざします。この「第1次政策提言」を広く社会に発進するとともに、国・都道府県・市区町村にもっと取り組むよう働きかけるつもりです。そして、「最終提言」に結びつけていきます。もちろん、わたしたち市民社会がやるべきことはきちんとやっていきます。

## 1. 子どもの権利と条約を日本および世界の中でひろめる。

① 子どもからおとなまで、みんなが子どもの権利と子どもの権利条約を知り、学ぶ機会をもち、毎日の生活の中で使っていけるようにすること。

② とくに園・学校や学校以外の子どもたちの居場所・学びの場、その他子どもたちが暮らす施設で、子どもたちが子どもの権利や子どもの権利条約を知ることができるようにすること。また、保育士・教職員や学校以外の居場所・学びの場のスタッフ、その他子どもたちが暮らす施設の職員が、子どもがおとなと同じように権利を持っているということを、きちんと理解できるようにすること。

(施策・取り組みの事例)

・親向けのさまざまな資料(母子/父子健康手帳やブックスタートなど)に子どもの権利(条約)の趣旨や規定あるいは要旨を掲載したり、活かしたりする。

・こどもの日(5月5日)および世界子どもの日(11月20日)のほか、「虐待防止月間」「人権週間」などさまざまな機会をとらえて子どもの権利・条約に関する意識啓発を進める。

・さまざまな科目の教科書に子どもの権利条約の概要や条文を掲載し、カリキュラムにも子どもの権利・条約を位置づけて、ともに考える機会をつくる。

・「生徒手帳」に子どもの権利条約の概要を掲載したり、里親家庭や施設で暮らすことになった子どもに「子どもの権利ノート」を効果的に配布したりするなど、子ども自身に権利を知らせ、効果的に活用できるようにするための取り組みを進める。

・保健師、保育士・幼稚園教諭、教職員、ソーシャルワーカーなどさまざまな専門家を対象とする養成カリキュラム、指針・綱領・研修などで子どもの権利・条約をきちんと位置づける。

・学校以外の居場所・学びの場のスタッフが、子どもの権利・条約を学ぶことができるよう必要な支援をおこなう。

## 2. 子どもを誰ひとりとして取り残さない。

③ 子どもに対するさまざまな差別(例:「子どもだから～」「子どものくせに」などの言葉やそういう認識に基づいた行為)をなくすための取り組みを進めること。

④ すべての子どもが十分な教育を受けられるようにすること。

⑤ 経済的な理由で他の人にとって当たり前がない状態の子ども、虐待をはじめとする不適切な関りをされている子ども、地震や台風など災害にあった子ども、その他生きづらさを感じる環境に置かれている子どもなど、子どもの権利をうばわれ、とくに大変な状況の子どもたちを支えるための取り組みを積極的におこなうこと。

(施策・取り組みの事例)

- ・男女差別など性的な差別、障害のある子どもに対する差別、部落差別、ヘイトスピーチなどについて、関連の法律に基づく差別解消のための取り組みをさらに進める（必要に応じて法律のさらなる改正も検討する）。
- ・人種差別・民族差別、SOGI（性的指向／ジェンダーアイデンティティ）による差別を禁止・解消するための法律を制定し、包括的な反差別法制を整備する。
- ・普通教育機会確保法も踏まえ、フリースクールなど多様な教育機会の保障をさらに進めるとともに、不本意な不登校・不就学や退学を生み出さないように現在の学校・教育のあり方を見直していく。
- ・外国とつながりのある子ども（在留資格を有していない子どもも含む）が、母語・母文化を尊重されながら教育を受けられるようにするための取り組みを強める。
- ・障害のある子どもをはじめ、多様なニーズを有する子どもがともに学べるようにするためのインクルーシブ教育をさらに進める。
- ・「コロナ禍」にあって、旧来の「学力」にとらわれることなく、本来の「学び」を大切にした教育を進める。
- ・子どもの権利が奪われている子どもの状況を支えるためにも、子どもに関わる現在の計画や施策を子どもの権利の視点から見直す。

### 3. 子どもへの暴力をぜったいにゆるさない社会をつくる。

- ⑥ 虐待、いじめ、子どもに一方的に不快に感じさせる性的な行為、体罰や心を傷つけるいやな言葉など、あらゆる形態の子どもへの暴力をなくすために取り組むこと。
- ⑦ 子どもは、あらゆる形態の暴力を受けない権利をもっていて、暴力を受けたときには助けを求めることができます。そのことを子どもたちが知る機会を増やし、何かあれば相談したり、すぐに電話したりして助けを求めることができるようなしくみをつくること。
- ⑧ 子どものSOSをおとながしっかりと受け止めることができる人を地域に増やす取り組みをおこない、子どもにとって緊急的な避難場所を含め、安心・安全な「居場所」を全国にたくさんつくること。

(施策・取り組みの事例)

- ・さまざまな分野の法律や指針を改正・改訂し、子どもに対する暴力（暴言や不適切な指導などの精神的・心理的暴力を含む）が許されないことを明示する。
- ・親・保護者および子どもに関わるその他のおとなに対し、暴力を用いずに子どもと関われ

るようにするための十分な支援を提供する（体罰によらない子育ての推進、生活・就労環境の向上のための支援などを含む）。

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策と連携し、とくにデートDVの予防対策を強める。

- ・暴力をはじめとする子どもの人権侵害について安心して相談・通報できるようにするためのしくみと雰囲気を整備する。

- ・子どもが安心して安全に過ごすことができる「居場所」を全国でつくり、またそのことを展開しているNPOやグループが活動しやすいよう条件整備をする。

#### 4. 子どもの声を聴き、子どもとともに行動していく。

⑨ 子どもには、自分の気持ちや意見を周りに伝えたり、集まってグループをつくったり、参加する力があることをおとなが理解して、その力を発揮できるようにするためのしくみや環境をつくっていくこと。

⑩ まわりのおとなが子どもの声に耳を傾け、子どもが自分の気持ちや意見を伝えたり、集まってグループをつくったり、参加する力を発揮できるようにするための取り組みを進めること。

（施策・取り組みの事例）

- ・子どもに関する主要な法律で子どもの意見の尊重の原則（子どもの権利条約12条）を明記し、子どもの意見表明・参加を保障するための具体的手続についても定める。

- ・学校や施設のあり方について子どもが意見を表明できるようにするためのしくみを導入する。

- ・自治体・国の施策に子どもたちの意見が反映されるようにするため、子ども向けのパブリックコメントの実施や「子ども会議（議会）」の設置などの取り組みを進める。

- ・おとなが子どもの声を受け止め、それを社会的に発信し、子どもがおかれている状況を変えるようなしくみをつくる。

#### 5. 子どもの権利が守られているかどうかを調べるしくみをつくる。

⑪ 法律や政策で、日本に住んでいるすべての子どもたちの権利が守られているかどうかを調べて、守られていないと分かったときにはその法律や政策を変えるよう、政府にしっかりと子どもの視点から意見できる機関が必要です。そのような機関を、国と都道府県や市区町村など自治体の中でもつくること。

⑫ 子どもがSOSを出したら、しっかりと受け止め、その解決方法を子どもと一っしょに考えて行動する、独立した公的な機関（政治に影響されない子どもの視点から考え、動く機関）を、国や自治体がつくること。

（施策・取り組みの事例）

・自治体にすでに設置されている「公的な第三者機関」が全国に広めるために、その取り組み状況を共有できるようにする。

・すでに設置されている自治体の「公的第三者機関」が効果的に機能するように、国や自治体が支援をする。

## 6. 国の法律や政策、自治体の条例などのつくり方を変える。

⑬ 日本に住んでいるすべての子どもたちの権利を守る法律や政策をつくるために、国は、いろいろな情報やデータをあつめる必要があります。日本政府は、情報やデータをあつめて調べて、公開する体制をつくること。

⑭ 子どもに関係する法律や政策は、子どもの権利や子どもの権利条約に基づいてつくること。法律をつくるまえに、子どもの意見をしっかりと聴いて、できるだけその意見を法律の中で活かすこと。そして、どんな子どもの権利に基づいてつくったかを、法律の中できちんと説明すること。

⑮ 子どもたちの権利を守るための取り組みを進め、国、都道府県、市区町村がみんな協力して、子どもたちの権利を守っていくこと。

（施策・取り組みの事例）

・国が責任をもって、定期的に「子どもの権利に関する意識・実態調査」を実施する。

・子どもに関わる情報やデータをまとめて収集し、分析し、公開するためのしくみを、国、都道府県、市区町村でつくる。

・子どもに関わる法律や政策をつくる際に、子どもの意見を反映できるしくみをつくる。

・これらのことを実現するためにも、市民社会との協力・協働の態勢を強化していく。

以上